

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月13日
照会部署名 刈谷年金事務所厚年適用調査課
照会担当者 一般職 五明 靖恵
連絡先
メールアドレス

業務実施部署の長の確認 酒井

(案件)

(受付番号) No. 2010-510	給与体系変更による随時改定について
------------------------	-------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

従業員給与 = 月末×翌月払
役員報酬 = 月末×当月払 の事業所において、
① 従業員として4月1日より昇給
② 7月1日より給与体系変更（従業員から役員へ）
前提として、①、②により、それぞれ従前等級と比べ標準報酬2等級以上の差を生じる。
支払は以下のとおり。
5月支払 = 従業員給与 (4月1日～4月30日分・昇給)
6月支払 = 従業員給与 (5月1日～5月31日分)
7月支払 = 従業員給与 (6月1日～6月30日分) 役員報酬 (7月1日～7月31日分)
8月支払 = 役員報酬 (8月1日～8月31日分)
9月支払 = 役員報酬 (9月1日～9月30日分)

【疑義事項】

- ① 7月支払分は、従業員給与と役員報酬が支払われており、昇給後の賃金が正しく確保されていないため、保険者算定（修正平均）を用いることも考えられるが、随時改定における保険者算定については、昭和44年6月13日保発第25号・府保発第11号通知により「昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合」とされており、7月支払の賃金に修正平均を用いることはできないと解されるため、8月月変は不該当と考えるが如何か。

仮に8月月変に該当とするならば、7月支払分の取扱方法とその根拠についてご教示願いたい。

- ② 従業員から役員になったことによる月額変更については、①と同様、7月支払が賃金体系変更後の報酬を正しく確保していないため、初めて役員報酬のみの支払が確保された8月を賃金体系変更後の起算月とし、11月月変として処理すべきと考えるが如何か。

(回答)

随時改定における標準報酬月額の基礎となった報酬月額と比較すべき報酬は、現に使用されている事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額と規定されています。

本事例については、従業員から役員への身分変更によって、給与体系の変更が行われたことに伴い、7月に従業員給与及び役員報酬が混在して支払われ、比較すべき報酬の要素となる7月単月が、この混在によって高額となってしまい、当該身分変更に即した報酬とならないことから、1月分の実績（一の給与計算期間）が完全に確保されている給与等が、単月に混在している場合に限っては、「本来その月の被保険者の身分変更に即した報酬」のみを比較すべき報酬の要素として算入する取り扱いとすることが妥当です。

したがって、7月の報酬は7月1日付役員への身分変更に即した、役員報酬として支払われた報酬のみを算定の基礎とし、5月支払給与の昇給を理由に5月を起算月として随時改定の対象とし、その後7月の給与体系変更を理由に7月を起算月として随時改定の対象とすることとします。

回答日	平成22年12月17日
回答部署名	厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者	(一般) 高橋 勝
連絡先	[REDACTED]
メールアドレス	[REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----